

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫

酒田市監査委員 高 橋 千代夫

財政援助団体等監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により、次のとおり財政援助団体監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知してくださるようお願いいたします。

記

1 監査対象及び監査期間

監査対象			監査の期間	監査委員 聴取日
補助金の名称	団体名	所管部局		
社会福祉協議会 運営費補助金	社会福祉法人 酒田市社会福祉協議会	福祉課	5月12日～ 6月15日	6月8日

2 監査の範囲

令和2年度の補助金に係る団体の出納その他の事務の執行状況及び所管部局の事務執行状況。

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった出納その他の事務の執行等については、次のとおり指摘すべき点が見受けられたので改善されたい。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意または改善を促したので省略した。

【指摘事項】

補助金等の交付目的(健康福祉部福祉課)

東日本大震災追悼事業、及び地域支えあい活動推進事業について、酒田市社会福祉協議会補助金交付要綱 別表に具体的な記載がないため、その他事業として補助金を交付している。

その場合、市長が特に必要と認めた経費に対し市長が別に定める補助率で補助金を交付しなければならないことを同要綱で定めているが、補助対象事業とすること、また、その事業に対する補助率を定めた決裁文書が確認できなかった。

補助金等の履行状況等の確認(健康福祉部福祉課)

(社会福祉法人 酒田市社会福祉協議会)

酒田市社会福祉協議会が学区・地区社会福祉協議会(以下、学区・地区社協)に対して交付している、新・草の根事業補助金について、学区・地区社協から決算実績報告者が提出されている。

その際、多くの学区・地区社協で交付金額が決算額を上回っている状況にもかかわらず、新・草の根事業補助金交付要綱第8条に定められている補助金返還の手続きが行われていない。

補助金等の手続き(健康福祉部福祉課)

補助金交付申請の際、酒田市社会福祉協議会補助金交付要綱第4条に定める必要書類のうち、理由書が添付されていないにもかかわらず申請が受理されていた。

また、同要綱第6条において、補助事業の内容の変更・中止等しようとするときは、補助事業等変更申請書の提出と市長の承認が必要であると定められているにもかかわらず、変更申請書の提出と補助事業変更の承認がないまま実績報告書を受理していた。

事業報告の提出及び内容(健康福祉部福祉課)

酒田市社会福祉協議会からの事業報告書が令和3年4月30日付で提出されているが、福祉課の收受印の押印がなく、課内の回覧も行われていなかった。

酒田市事務決裁規程や酒田市文書管理規程等、基本的なルールに基づいた適正な業務執行に努めるとともに、適法性を含めた評価・指導・監察を行えるよう体制を整えること。

また、本来交付すべき額を超える補助金相当額については、速やかに返還手続きを行うこと。